

RITEメールマガジン No.83 2025/12/25

公益財団法人地球環境産業技術研究機構 発行

早いもので、2025年も残り僅かとなりました。

読者の皆様もまだ記憶に新しいと思いますが、11月10日～22日の13日間にわたってブラジルのベレンでCOP30が開催されました。今号のコラムでは、COP30に参加したシステム研究グループの和田主任研究員より「複雑化する気候ガバナンスと震む成果」と題してCOP30について報告します。

それではRITEメールマガジン第83号をどうぞ。

■□コラム□■

システム研究グループの和田謙一です。

パリ協定が採択されてから10年目を迎えた今年、ブラジルのベレンでCOP30が開催されました。宿泊費が高騰したことや、会場で火災が発生したことはニュースになりましたが、肝心の交渉成果についてはあまり印象が残っていないのではないかでしょうか。気候変動対策の緊急性が高まる中、なぜ交渉の成果は震んでしまったのでしょうか。

パリ協定は長期目標として気温上昇を2°Cより十分下方に抑え、1.5°Cに抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを掲げています。今年、約120ヶ国が新たなNDC（国別削減目標）を提出し、UNFCCC（国連気候変動枠組条約）事務局は各国の目標をとりまとめた「統合報告書」を発表しました。その報告書の中では、すべての国の取り組みを足し合わせても1.5°C目標の達成までには大きなギャップがあることが明らかになっています。

本来であれば、各国の取り組みを加速させ、排出削減をさらに進めるためにはどうすればいいかを話し合わなければならぬはずです。しかし、近年の気候変動交渉は、議論が複雑化し、排出削減は数多ある論点の一つに過ぎない扱いになっています。また交渉議題が多様化する中、各国の利害は論点ごとに異なっているため、かつてのような先進国対途上国という単純な対立図式におさまらなくなっています。

例えば、炭素国境調整措置（CBAM）を導入しているEUは、貿易問題を交渉の俎上にのせるべきという途上国の主張に対して守勢に立たされています。その一方で、化石燃料からの移行に関しては攻勢の立場です。海面上昇のリスクにさらされている小島嶼国もこの論点ではEUと同じスタンスですが、途上国支援については先進国と対立しています。中国、インド、サウジアラビアなどLMDC（Like-minded developing countries）と呼ばれる国々は、途上国への支援強化を強く訴えますが、排出削減の議論については後ろ向きです。アメリカは政権が交代するたびに気候変動への対応方針が変わり、ついに今回のCOPには政府代表団を派遣しませんでした。

気候変動は人々に大きなインパクトをもたらします。気温が上昇したり、気象パターンが変わったりするだけではありません。脱炭素化を進めることで労働者、地域社会、産業に大きな影響が及びます。気候政策と貿易政策や産業政策の間に摩擦が生じる場面も増えています。地政学的緊張によってエネルギー安全保障が脅かされれば、政策の優先順位も自ずと変わってきます。

今回のCOP30において明確な方向性を示しきれなかったことは、交渉の停滞というよりも、むしろ現在の国際社会が抱える複雑な情勢をそのまま映し出した帰結だったと言えるかもしれません。多様な利害と制約が交錯する現実の中、世界が気候行動の歩みをどう加速させていくのか、その難しさが突きつけられた会合でした。

■□連載□■

◇ CCS法よもやま話（3）CCS事業法の「許可」と「認可」<1>

紺野 博靖（西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士）

CCS事業法第13条は「試掘」や「貯留事業」を行うためには経済産業大臣の「許可」を受けなければならないと定めています。そして、「試掘」について経済産業大臣から「許可」を受けた者を「試掘者」と定義し、「貯留事業」について経済産業大臣から「許可」を受けた者を「貯留事業者」と定義しています。

では、試掘者や貯留事業者は「許可」を受けたのですから自由に試掘や貯留事業を実施してよいか、というとそうではありません。試掘者は、予め、「試掘実施計画」を作成し経済産業大臣の「認可」を受けなければなりませんし、貯留事業者は、予め、「貯留事業実施計画」を作成し、経済産業大臣（海域の場合には経済産業大臣と環境大臣）の「認可」を受けなければなりません（CCS事業法第38条及び第50条）。

このようにCCS事業を遂行するためには当局の「許可」や「認可」を受ける必要があります。

今回は、このうち「許可」について法的に少し考えてみます。

唐突ですが、いろいろな法律に定められている許可制は、大きく、「元々許された行為を国が一律に禁止した上で、条件を満たす申請者に個別に禁止を解除して許す」という許可制と、「元々誰にも許されていない行為を、条件を満たす申請者に国が特別に権利を与えて許す」という許可制に分類することができます。法律学では、前者を「一般的禁止の解除」、後者を「特許」などと呼びます。

例えば、鉱業法の鉱業権を設定する「許可」は「特許」となります。前回お話を頂いたように地下に賦存する鉱物には土地の所有権は及びません。誰の所有物

でもない「無主物」であり、鉱業法第2条が「国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦与する権能を有する。」と定めています。つまり、誰も（土地の所有者でさえも）、地下に賦存する鉱物を掘採することが元々許されていません。国から鉱業権の設定の「許可」を受けた者だけが掘採することが許されます。鉱業権を設定する「許可」は「元々誰にも許されていない行為を、条件を満たす申請者に国が特別に権利を与えて許す」許可制になります。なお、「特許」と呼ばれますが、これは特許法のパテントを表現するときの「特許」とは別の意味で用いられています。

では、CCS事業法が定める試掘や貯留事業を行うための「許可」は、「一般的禁止の解除」でしょうか、「特許」でしょうか。

前回お話を頂いたように陸域の地下に賦存する貯留層には土地の所有権が及びます。とすると、CCS事業法施行前の世の中では、土地の所有者は、自らの土地の地下に賦存する貯留層にCO₂を貯蔵することが許されていたといえます。それが、CCS事業法の施行によって、経済産業大臣の「許可」を受けなければ、土地の所有者であっても試掘や貯留事業を行ってはならないことになりました。したがって、CCS事業法の試掘と貯留事業の「許可」は、陸域については、「元々許された行為を国が一律に禁止した上で、条件を満たす申請者に個別に禁止を解除して許す」許可制に分類されることになると考えられます。

他方、海域はどうでしょうか。前回最高裁判所の昭和61年12月16日の判決を紹介させていただき、海底下にある貯留層は、誰かが所有するものではない、ということを説明させて頂きました。また、改めてこの判決の抜粋を引用させて頂きますが、同判決は、海について、「一般公衆の共同使用に供される公共用物」であり、「特定人による排他的支配の許されないもの」であるとも述べています。

海は、古来より自然の状態のままで一般公衆の共同使用に供されてきたところのいわゆる公共用物であって、国の直接の公法的支配管理に服し、特定人による排他的支配の許されないものであるから、そのままの状態においては、所有権の客体たる土地に当たらないというべきである。

とすると、海底下の貯留層を特定の人がそれを支配し、利用することは元々想定されていないように思われます。よって、この最高裁の判決を前提とすると、CCS事業法の試掘と貯留事業の「許可」は、海域については、「元々誰にも許されていない行為を、条件を満たす申請者に国が特別に権利を与えて許す」許可制、すなわち「特許」として理解するのが自然ではないかと考えます。確かに、海水浴において一般公衆が海を共同使用するような場合と同様に海底下の貯留層を一般公衆が共同使用することで海底下の貯留層での二酸化炭素の貯蔵が行われる実態が存在し得るのであれば、CCS事業法の「許可」を「元々誰もが許された行為を国が一律に禁止した上で、条件を満たす申請者に個別に禁止を解除して許す」許可制、すなわち「一般的禁止の解除」と理解することもできますが、そのような実態は想定しがたいのではないかと思えるのです。

このように、CCS事業法の試掘及び貯留事業の「許可」の法的性質について陸域と海域とで異なり、前者については「一般的禁止の解除」と理解することができ、後者については「特許」と理解することができることは興味深い点になります。

なお、海底下の貯留層を二酸化炭素の貯留のために用いる許可制は、CCS事業法の施行前から導入されていました。1996年にロンドンで採択されて2006年に発効し

たロンドン条約1996年議定書（1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書）第4条第1.2項は海底下の貯留層を利用して行う二酸化炭素の海底下廃棄は「許可」を受けなければならない旨を定め、日本は2007年に締約国としてこれに加盟しました。そして、2007年に海洋汚染防止法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）が改正され。海底下の貯留層を用いる二酸化炭素の海底下廃棄には環境大臣の「許可」を受けなければならないとされました（同法第18条の8第1項）。

今般、CCS事業法による貯留事業への経済産業大臣の許可制の導入に伴い、上記の海洋汚染防止法の二酸化炭素の海底下廃棄への環境大臣の許可制もこれに統合され、一元化されることになりました。上記の海洋汚染防止法第18条の8は削除され、代わりに、海洋汚染防止法第18条の7第2号に以下の定めが加えられることになりました。

第18条の7 何人も、…（中略）…海底下廃棄をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する海底下廃棄については、この限りでない。

- ② 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第十三条第一項に規定する貯留事業者が同法第四十条に規定する認可貯留事業実施計画に基づいて行う二酸化炭素（同法第二条第一項に規定する二酸化炭素をいう。以下この号及び第五十一条において同じ。）の海底下廃棄及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が同法第五十四条第一項に規定する通知貯留区域管理業務として行う二酸化炭素の海底下廃棄

要しますと、CCS事業法施行前は、海洋汚染防止法が定める環境大臣の「許可」が必要であったものの、CCS事業法の施行後は、CCS事業法が定める「許可」を受けた者が、CCS事業法が定める「認可」を受けた貯留事業実施計画に基づき行う場合は、海洋汚染防止法が禁止する海底下廃棄の対象から除外する、という取扱いになりました。

なお、CCS事業法では、海底下の貯留層を利用する貯留事業の「許可」を経済産業大臣が行うことになりましたが、その申請を経済産業大臣が審査するにあたり、特定の審査基準については環境大臣と協議し、その同意を得なければならないと定めています（CCS事業法第5条第3項、第10条第4項及び第12条第4項）。

また、貯留事業者が貯留事業を開始するためには予め貯留事業実施計画を作成し、「認可」を受けなければなりませんが、海域における貯留事業の場合は経済産業大臣と環境大臣の「認可」を受ける必要があります（CCS事業法第38条。主務大臣の意味についてはCCS事業法第136条第1項第1号）

このようにしてCCS事業法の許可制度は海洋汚染防止法の許可制を取り込んだ、ということが言えます。

以上、CCS事業法の「許可」について法的観点から少しお話をさせていただきました。なお、いつもながら、ここに書き記したことは小職の全くの個人的な理解に過ぎないことを最後に申し添えさせていただきます。

次回は、CCS事業法の「認可」についてお話をさせていただこうと考えています。

■□シンポジウム・ワークショップ開催のお知らせ□■

◇ CCSテクニカルワークショップ2026

～大規模CCSの事業化に向けて：技術・政策両面からのアプローチ～

RITE CO₂貯留研究グループリーダーの薛主席研究員より、RITEの取り組みや研究成果を紹介するとともに、海外から講演者をお招きし、海外でのCCS事業化の状況やCCSの普及政策についてご講演いただきます。また、JOGMECによる先進的CCS支援事業の取り組みについてもご紹介いただきます。

・日時：2026年1月21日（水）13:00～17:30

・会場：JPタワーホール＆カンファレンス（東京都千代田区）およびWeb配信

<https://www.rite.or.jp/news/events/2025/12/ccs2026.html>

◇ 革新的CO₂分離回収・有効利用技術シンポジウム

～地球温暖化防止に貢献するCO₂分離回収・利用技術の最新動向～

基調講演「NEDOのCCUS技術開発」の他、招待講演では、三菱ガス化学（株）、INPEX、カナダのSvate社より各社の取り組みについてご紹介頂きます。またRITEの活動報告（万博での実証試験結果や炭素回収技術評価センターの成果等）を行います。CCUS技術開発、先進的CCS事業、MOF利用の各最前線について広く情報発信致します。

・日時：2026年2月10日（火）12:00～17:30

・会場：東京大学伊藤謝恩ホール（東京都文京区）およびWeb配信

https://www.rite.or.jp/news/events/2025/12/co2_2026210.html

■□プレスリリース□■

◇ 未利用木質バイオマスを用いたローズ香料の発酵生産に成功～RITE、高砂香料およびGEIが連携しローズ香料の商用生産を目指す～

（11月26日発表）

https://www.rite.or.jp/news/press_releases/pdf/press20251126.pdf

■□研究助手募集□■

◇ バイオ研究グループでは、実験補助業務を行う研究助手を募集しています。

https://www.rite.or.jp/news/recruitments/bio/post_44.html

■□協賛のお知らせ□■

◇ [2026NEW環境展](#)

会期：2026年5月20日（水）～22日（金）

会場：東京ビッグサイト

主催：日報ビジネス株式会社

◇ [2026NEW環境展](#)

会期：2026年5月20日（水）～22日（金）

会場：東京ビッグサイト

主催：日報ビジネス株式会社

このメールはRITEメールマガジン配信サービスにご登録いただいた方および、
RITE主催もしくは共催のシンポジウムにお申込みいただいた皆様の中で
「メールマガジンの送付を希望する」とご回答いただいた方へお送りしています。

●メールマガジンの配信先変更および配信停止を希望される場合は、
「宛先変更」もしくは「配信停止」と記載し、下記までご連絡ください。
pub_rite@rite.or.jp

●本メールマガジンの記事内容へのお問い合わせ、ご意見は下記のページより
お願いします。

<https://www.rite.or.jp/contact/>

◇このメールマガジン配信サービスは無料です。
◇RITEからのお知らせを不定期に配信する場合がありますので、予めご了承
下さい。また、都合により配信を休止することがあります。

公益財団法人地球環境産業技術研究機構

〒619-0292 京都府木津川市木津川台9-2

Copyright(C) Research Institute of Innovative Technology for the Earth
All rights reserved.